

令和8年度 京都市立榎原小学校

「学校いじめの防止等基本方針」

1. 学校いじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方

(1) 目的

いじめとは「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう」と定義されている。

「いじめ問題」の根絶には、道徳教育や人権教育などの心の教育、様々な体験活動や特別活動を通しての子どもの自律的、協力的態度の育成、日々の学習指導における学習規律の徹底や、自己肯定感、自己有用感の育成など、すべての教育活動を通して子どもの総合的な発達を促す必要がある。

しかし、成育歴や家庭環境などが違う多くの子どもが集団生活を送る学校教育の場において、子ども間の様々な問題が発生することが、当然のことととらえられる。

本校では、それらの問題を丁寧に解決する過程を通して、「いじめの未然防止」「早期発見と早期対応」を軸に、子どもの成長とより良い人間関係の構築を目指す。そのために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中でいじめはどの学校、学級でも起こりうるものであり、どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要がある。また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを起こさない、許さない学校づくりを推進する。時に、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

また、いじめに関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要と判断したりせず、いじめ対策委員会を中心とした情報の集約と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

2. いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 副校長 教頭 教務主任 養護教諭 教育相談主任 人権主任 児童理解部主任
生徒指導主任 生徒指導部 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定

(3) 開催時期

- ・開催時期は、定例の「生徒指導部会」以外に、必要に応じて召集する。
- ・事案に応じて、管理職、児童理解部、生徒指導主任、当該学級担任・学年による「ケース会議」を実施する。会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載。

(4) 児童・保護者への通知

- ・5月の全校朝会にて、「いじめ対策委員会の紹介」を行い、児童・保護者への周知を図る。

3. 小中連携部会

(1) 構成

管理職 榎原小学校生徒指導主任 松陽小学校生徒指導主任 榎原中学校生徒指導部長

(2) 開催時期

- ・必要に応じて召集する。

(3) 内容

- ・3校で行動月間目標（共通目標）を設定し、学年の発達段階を意識した行動を促す。
- ・ポスターや学校だより、学年だより等で児童生徒に加え、地域、保護者に発信する。
- ・「私の地域の学校はこんなことしている。」と自慢できる榎原小・松陽小・榎原中学校を目指し、自慢できることで子どもの自己有用感が上がり、いじめ・不登校の減少が図れるという仮説の下、取り組む。

4. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア.学習環境の整備

- ・ユニバーサルデザインの視点と視覚的刺激を減らすため、学習中は黒板の横のカーテンを閉める。
- ・廊下に物を置かない。雑巾の並べ方を揃える。
- ・教室の中を見やすくするため、廊下側の窓には、掲示物を貼らない。

イ.授業改善

○全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施

- ・生徒指導の実践上の4つの視点を意識した授業を実践し、「分かった」「楽しい」と思える授業の構築。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・ペア学習・グループ学習などの意図的な活用
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫
- ・教科担任制の積極的な導入
- ・G I G A 端末や東書WEBサイトを中心としたICTの積極的な活用
- ・「朝読書」による読書活動の推進（図書ボランティア「木いちごの会」との連携）

ウ.道徳教育、人権教育の充実

- ・「しなやかな道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・毎月1回全校で取り組む「なかよしの日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。

エ.児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・特別活動の充実による人間関係形成・社会参画・自己実現の力の育成
- ・委員長会議で学校の現状を出し合い、取組や改善策を話し合う
- ・児童が主体となった学校のきまりの見直し
- ・たてわり活動によるピアサポート体制の確立
- ・児童会主催の人権月間の取組の実施
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示

オ.児童生徒同士の絆づくり

- ・ 宿泊学習の取組を通しての仲間づくり
- ・ 縦割り活動を通しての異年齢児童間のよりよい人間関係づくり
- ・ 学校行事などを通しての人間関係づくり
- ・ 総合的な学習の時間、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア.児童生徒に関する情報共有

- ・ 「日々の声かけこそ最高の教育相談である」という考え方の共有
- ・ 登校・休み時間・清掃中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・ 情報共有ツールを活用した児童の状況の把握と共有
- ・ いじめ防止対策推進法にのっとったいじめの積極的認知（見逃し0）

イ.児童生徒に対する定期的な調査

- ・ 学校評価アンケート、いじめアンケートを利用した早期発見と実態把握
- ・ クラスマネジメントシートを活用しての実態把握と学級経営の見直し
- ・ 年2回の教育相談週間（個別）の実施

ウ.上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ 教育相談主任・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携した、組織的な教育相談体制と日常的な情報交換の重視
- ・ 定期的な生徒指導部会での情報共有と具体的な取組方針の決定
- ・ 各種調査等結果の検証及び組織的な対処の検討

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

ア.基本的な考え方

- ◎ 正確な事実関係の把握
 - ・ 速やかな対応・丁寧な聞き取り・正確な事実関係の記録（被害の態様・状況・構造・動機・背景など）
- ◎ 迅速な対応
 - ・ 被害児童の保護を最優先に考えた対応
 - ・ 加害児童への責任ある毅然とした指導
 - ・ 保護者との連携
- ◎ 組織的な取組
 - ・ いじめ対策委員会を中心とした組織的対応
 - ・ 重大事態発展への予防と防止
 - ・ 学級・学年・学校の集団全体を見据えた指導の実施

イ.いじめやその疑いを把握した時の校内での情報共有及び対応<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・情報共有ツールで情報を全教員で共有する。
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を速やかに行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ.インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ◎情報モラルに関わる指導の強化
 - ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解と指導
 - ・SNSを使ってのいじめ対応の事例研修
 - ・ケータイ教室の実施
- ◎家庭教育学級等を活用しての地域への啓発
 - ・学校便り等を通しての情報発信

エ.「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ◎学校全体での継続的な指導・支援
 - ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

（4）教職員の資質能力向上の取組

- ◎個々の教員の指導力の向上と組織力の向上
 - ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底
 - ・校内研修や教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
 - ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施
 - ・いじめ防止対策の取組状況等を学校評価に位置づけ、点検・評価・改善を行う。

5.保護者・地域、関係機関との連携

保護者・地域へ情報発信、啓発、協同の取組

- ◎人権尊重に係る保護者・地域への意図的な働きかけ
 - ・人権学習・道徳推進月間の参観授業による保護者への啓発活動
 - ・学校便りを中心とした、非行防止教室等の取組の情報発信
 - ・新入学児童保護者に対する、入学説明会での啓発

6.重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

7.年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導校内研修会① 「生徒指導の4つの視点について」 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「校内体制や組織的対応の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き ・なかよしの日 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会①で啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会① 「いじめアンケート・クラマネの実施に向けて」 「教育相談の実施に向けて」 「未然防止に向けた取り組みの確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・なかよしの日 ・全校朝会で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・あたたかく見守る児童研修会① ・1年生を迎える会 ・全校たてわり活動① 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校便り」で啓発。 ・個人懇談会①
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「個と学級集団を共に高め合う仲間づくりについて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・なかよしの日 ・全校たてわり活動② 【4年】非行防止教室 【5年】山の家 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①学年集約と共有 ・いじめアンケート（記名式）の実施、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観② ・学校運営協議会で説明と評価①
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「いじめアンケートの結果」 「早期発見・積極的認知に向けた取り組みの確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・なかよしの日 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会② ・学校評価の実施
8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導校内研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有」 		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの結果を分析① 	
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「保護者への発信、関係機関との連携に向けた取組の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・参観で、全学年道徳を公開 ・なかよしの日 ・全校たてわり活動③ ・あたたかく見守る児童研修会② 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習授業参観③ ・学級懇談会②で啓発
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「教育相談の実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・なかよしの日 ・全校たてわり活動④ ・運動会 【6年】修学旅行 		

11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「自己存在感を与えるための具体的手立てについて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかよしの日 学習交流会 【5年】就学時健康診断 全校たてわり活動⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施② 学年集約と共有 いじめアンケート（記名式）の実施、学年集約と共有 教育相談週間（個別面談）② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「いじめアンケートの結果」 学校のきまりの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかよし集会（人権朝会） つながりの木の作成と掲示 なかよしの日 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの結果を分析② 	<ul style="list-style-type: none"> 人権月間「学校便り」で啓発 個人懇談会③ 学校評価の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「共感的な人間関係を育成するための具体的な手立て」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかよしの日 全校たてわり活動⑥ 		
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 年間反省 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかよしの日 図工展 全校たてわり活動⑦ 【5年】半日入学 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施②、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観⑤ 学級懇談会③で啓発 学校運営協議会で説明と評価②
3	<ul style="list-style-type: none"> 総括 「学校評価の結果の共有」 「次年度の基本方針の見直し・確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかよしの日 6年生を送る会 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年間） 	

◎年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめ未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育・人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

◎「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「生徒指導部会」で随時行い、情報等を共有する。